社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成２５年度 事業計画

目　　次

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅲ　セクション別重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１．職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課　総務係】・・・・・・・・・・・・・・・３

２．小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課　地域支援係】・・・・・・・・・・・・・・３

３．企業等の社会貢献活動の支援【地域福祉課　地域支援係】・・・・・・・・・・・・・・４

４．地域包括ケアシステムの推進【地域福祉課　地域支援係】・・・・・・・・・・・・・・４

５．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワーク構築に向けて
【在宅介護課　居宅介護支援係】・・・・・・４

６．訪問介護事業のレベルアップを図り、常に選ばれる事業所を目ざして
【在宅介護課　訪問介護係】・・・・・・・・５

７．求められるサービス提供を目ざして【通所介護課　通所介護係】・・・・・・・・・・５

Ⅳ　事業活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１．地域福祉課　総務係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２．地域福祉課　地域支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３．在宅介護課　居宅介護支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．在宅介護課　訪問介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５．通所介護課　通所介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。また、厳しい雇用情勢や社会状況は、格差の拡大や社会的孤立を増加させています。このように、地域や社会とのつながりが希薄化し、地域で助けあい支えあうという仕組みが失われつつあります。

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、これまでにない甚大な被害をもたらし、社会や経済に大きな影響を与えました。あらためて人と人の絆や、地域コミュニティの重要性が認識されるようになってきています。

このような状況の中で、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりを推進する役割を担っています。

また、精華町においては、平成２０年度に「精華町地域福祉計画」が策定され、地域福祉の推進役の中心に社会福祉協議会が位置付けられています。

これらの流れは、地域に存在する公私の様々な主体が協働して地域住民の多様なニーズに応える総合的な支援を行ってきた社会福祉協議会の活動が一定認められたものと考えられますが、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「介護サービスの充実」を中核として、より一層住民参加の促進を有機的に推進しながら各種事業強化策を改めて図らなければなりません。

一方、本会への助成金については、引き続き厳しい状況であり、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、介護保険事業を実施するうえで必須となる看護職や介護職などの専門職の離職率が他の産業より高く、確保が困難な時代を迎えています。

介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における介護事業収入は、大きく減少しましたが、介護職員処遇改善加算をはじめとする各種加算を積極的に取得することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善に取り組み、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組む必要があります。

このような困難な状況に対し、本会として受け身に陥るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される社協作りや、地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施、人材の育成などを意識しながら、安定した法人運営を目ざします。

Ⅱ　基本方針

第３次地域福祉活動計画（平成２５年度～平成２９年度）の基本理念として定めた『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

基本方針１　住民が主役の地域福祉活動を支えていきます

住民の福祉課題や生活課題が多様化している昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきている現状があり、インフォーマルサービスが重要となってきています。公的制度外のニーズに対応するために地域住民による会員制の支えあい事業である「ふれあいサポート事業」を実施し、同時に住民主体の地域福祉活動として「小地域福祉委員会」（平成２４年度までに１５地区指定）の活動を推進しています。

今後さらに多様化していくニーズに対応するために、今年度は、ふれあいサポート事業の協力会員を募集するとともに、小地域福祉委員会活動を推進していきます。

また、住民（特に認知症の方やその家族）が、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる地域づくりを推進するために、（仮称）福祉協力店制度により企業等に対して福祉活動への参加を積極的に働きかけ、みんなで支えあう総合的な福祉のまちづくりを進めます。

基本方針２　社協の特性を活かして、住民の立場に立った地域生活を支えていきます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活全般を支えていることが本会の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを住民の立場に立って一体的に提供することにより、高齢者や障がい者の在宅、地域生活を支えていきます。

また、デイサービスセンターという在宅福祉活動の拠点を中心に、住民本位の総合的な福祉サービスを提供するなかで、第三者評価等の受診により事業の透明性や公平性を確保し、併せて事業内容の向上に取り組み、自立した安定的な財源確保を目ざします。

平成２５年度は、引き続き、介護予防・重度化予防を目的としたサービスの提供を行うとともに、医療や関係機関との連携を密に取っていきます。

特に、認知症の方と介護者家族に対しては、適切な介護サービスを提供するとともに、認知症を理解し、見守っていくことのできるまちづくりを進めていくためにも地域住民や社会福祉施設、医療機関、企業などにも働きかけていきます。

また、全ての住民の人権・尊厳を尊重し、誰もが安心して生活することのできる虐待のないまちづくりを目ざしていきます。

基本方針３　時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

本会の業務に関連する法制度の見直しが行われることに加えて、人口増加、厳しい社会状況、地域差への対応など様々な住民ニーズ拡大が予想されます。

地域福祉活動については、基本的に事業収入や利用者負担金などが発生しないため、活動を推進するための職員設置費は行政機関からの助成金に頼らざるを得ない状況です。

しかしながら、行政機関からの助成金は非常に厳しい状況であり、地域福祉活動を推進するための職員配置を一部見直しするなど、組織体制を再考する時期にさしかかってきています。

また、平成２４年度は介護保険制度が改正されたことにより、介護報酬が減額されましたが、介護職員処遇改善加算を算定したうえで職員の評価システムなどを連動させることにより、働きがいと魅力のある職場環境を築き上げます。

あわせて、平成１９年度に策定した「職員の育成に関する方針」に基づいて、職員の確保や人材育成、社協職員としての資質の向上など、引き続き経営体制づくりを強化する一方で、現在の組織機構を見直します。

Ⅲ　セクション別重点目標

１．職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課　総務係】

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修の実施を継続して進め、職員一人ひとりの育成を目ざすとともに、看護職や介護職の採用が困難な時代を迎えていることから、専門職の確保に努めます。

また、組織に対する信頼性を高めるため、引き続き「福祉サービス苦情解決事業実施要綱」に則った各係での苦情解決体制の整備に努め、適切な苦情解決に取り組みます。

２．小地域福祉活動の発展・強化【地域福祉課　地域支援係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

精華町内においては、本会が推進している小地域福祉委員会活動のほか、小地域

福祉活動の代表的な活動でもあるふれあいサロン活動に取り組んでいる自治会が多数あります。

今年度においては、ふれあいサロン未実施地区に対して、積極的に実施を働きかけるとともに、小地域福祉委員会モデル地区（１５箇所）に対して、京都府内小地域活動実践者交流会を研修会として位置づけ、活動の発展・強化を支援します。

また、活動の中心的存在である地区福祉推進委員の改選年であり、地区福祉推進委員に対する研修会を開催します。

３．企業等の社会貢献活動の支援【地域福祉課　地域支援係】

地域福祉活動を積極的に展開していくためには、本会の活動内容を理解していただく社協会員を増やすとともに、活動の貴重な財源である社協会費を増やすことが重要です。今年度についても、昨年度に引き続き法人会員の更なる獲得を目ざして会員増強計画を作成し、役職員一丸となり本会の活動を周知するために地域に出向きます。

また、第３次精華町地域福祉活動計画の策定過程において、商工会や企業等に調査を実施したところ、企業として社会貢献活動の実施意向があるにもかかわらず、具体的には実施に至っていないという状況を把握しました。今年度は、企業等が福祉活動に参加・協力できる具体策を提案することで、企業の社会貢献活動の支援を行います。

４．地域包括ケアシステムの推進【地域福祉課　地域支援係】

国では、高齢者が尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）が推進されています。地域の中核機関である総合相談窓口として、介護や認知症、権利擁護を始めとした高齢者に関する様々な相談に応じ、引き続きワンストップサービスとしての機能を充実させます。

また、高齢者の実態把握や個人に対する支援の充実とこれらを支える社会基盤の整備をすすめるため、必要に応じて地域ケア会議を開催し、課題分析を通じて「高齢者虐待防止ネットワークの構築」「認知症に理解のある地域づくり」「自立支援に基づいた介護予防の普及啓発」にむけて、地域住民や行政、介護事業所、民生児童委員協議会などとの相互連携強化を図ります。

５．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワーク構築に向けて
【在宅介護課　居宅介護支援係】

利用者本位に基づいたケアマネジメント業務の実施に努め、質の向上につなげ、安定してケアプラン依頼を受ける環境を目ざすことで、収益にも反映できる取り組みを行っていきます。事業所の体制については、多様化する介護環境に対応できる

よう体制整備の検討を行います。

また、ケアマネだよりや社会資源の把握などの継続した取り組みについても一層の充実を図りながら、職員の声を活かした、より働きがいのある職場作りを目ざします。

ケアマネジメントにおいて、介護保険サービス以外の社会資源の活用や他事業所との連携、地域とのつながりを持つことで利用者本位の支援につながるため、様々な機関との横のつながりを持ちながら地域に根ざした活動など広い視点に沿ったケアマネジメントが行える事業の展開を目ざします。

６．訪問介護事業のレベルアップを図り、常に選ばれる事業所を目ざして

【在宅介護課　訪問介護係】

訪問介護事業では、サービス提供責任者が積極的に研修に参加し、習得したことを登録ヘルパーに指導して、訪問介護事業全体のレベルアップを図ります。

また、利用者宅を定期的に訪問し、モニタリング（評価）を行い利用者の状態に応じた的確なサービス提供に努めます。

介護保険における特定事業所加算を取得するために、ホームヘルパーに対して個別の研修計画を立て、一か月に一度レポートの提出などを行っており、引き続き知識・認識のレベルアップを図っていきます。

平成２３年１月から実施している「訪問（自費）サービス」をより充実させるため啓発も強化します。

７．求められるサービス提供を目ざして【通所介護課　通所介護係】

介護保険法改正に伴い、通所介護事業の運営は厳しい状況にあります。

利用者から選ばれるデイサービスを目ざし、介護予防・重度化予防を目的とした機能訓練に引き続き力を入れながら、レクリエーション内容の工夫や充実に努め、家族や関係機関と連携し利用者の状態に最も適したサービスを提供していきます。

認知症対応型通所介護については、昨年度公募した愛称「ほっとぴあ」として地域に密着した居場所作りに努め、個別対応への更なる取組みや介護者家族に対しての支援など内容の充実を図ります。

また、ホームページの充実、チラシの作成など、利用者獲得に向けた積極的な事業啓発を行います。

高齢者生きがい活動支援事業（おたっしゃ倶楽部）に関しては、利用者の自主性を重視した活気のある取り組みを目ざし、利用者が増えるように引き続き啓発を行います。

Ⅳ　事業活動計画

１．地域福祉課　総務係

（１）法人の運営に関する会議等の運営
　①正副会長会議（三役会議）の開催
　②理事会・評議員会の開催
　③監事による監査の実施
　④部会の運営【重点】
　⑤役員及び評議員の改選事務
　⑥事業検討会議の開催《チーム運営》
（２）事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進
　①情報公開・個人情報の保護に関する業務
　②福祉サービス苦情解決事業の実施
（３）給与・人事関係事務
　①給与事務
　②労務管理・福利厚生事務
　③人事にかかる事務
（４）経理関係事務
　①予算案編成・決算案調整
　②出納業務
（５）職員研修の実施
　①テーマ別職員研修の実施《チーム運営》
　②交通安全講習の実施
（６）各種基金の造成管理
（７）生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉
（８）福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉【重点】
　→実利用者数の目標１５名（＋６名）
（９）住民全般を対象とした相談事業の実施
　①弁護士による無料法律相談事業の実施
　②司法書士による無料法律相談事業の実施
（10）施設及び固定資産管理業務
　①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
　②デイサービスセンター保守点検管理業務
（11）広報啓発事業の実施
　①せいか社協だよりの発行《チーム運営》
　②ホームページの充実《チーム運営》
　③マスコットキャラクター「どんちゃん」による啓発《チーム運営》

２．地域福祉課　地域支援係

（１）会員増強運動の実施【重点】

①会員増強計画の作成

→法人会員の目標６５か所（＋１０か所）

（２）地域福祉に関する委員会等の運営

①ボランティアセンター運営委員会の開催

②地域福祉活動計画推進委員会の開催《チーム運営》

③地区福祉推進委員等研修会の開催

④地区福祉推進委員の改選事務

（３）地域福祉活動の推進

①小地域福祉委員会活動支援業務

②レクリエーション機器等貸出事業の実施

③ふれあいサポート事業の実施

④企業の社会貢献活動の支援【新規・重点】

→福祉協力店として目標７５か所

（４）ボランティア活動の推進

①ボランティア登録及び需給調整に関する業務

②ボランティア保険等に関する業務

③ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務

④ボランティア活動に関する講座の開催

⑤ボランティア連絡協議会・災害ボランティアセンター等への活動支援

（５）高齢者等を対象とした事業の実施

①配食サービス事業の実施〈受託事業〉

②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉

③外出支援事業の実施〈受託事業〉

④介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉

⑤テレフォンサービス事業の実施

⑥高齢者見守り活動強化事業の実施

（６）当事者組織の支援

①一人暮らし高齢者の会「若葉会」の事務局運営

②介護者家族の会立ち上げ支援

（７）児童等を対象とした事業の実施

①子育てサロンへの活動支援

②夏休み地域児童福祉活動助成事業の実施

③小・中・高等学校における福祉体験学習への支援

（８）障害者を対象とした事業の実施

①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
②日常生活用具貸出事業の実施
（９）各種イベントへの参加・協力
①ふれあいまつり
②せいか祭り
③障害児者ふれあいのつどい
(10) 共同募金配分事業の実施
①福祉関係団体への支援
②地域サロン活動の支援【重点】
→ふれあいサロン目標２８か所（＋２か所）
(11) 共同募金会事務局の運営
(12) ボランティア基金運用益によるボランティア活動基盤整備事業の実施
(13) 予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉
①介護予防ケアプランの作成
②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
④給付管理業務の実施
(14) 総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉
①既存ネットワークなどの実態把握
②高齢者実態把握業務の実施
③総合相談窓口としての周知・啓発の強化
④高齢者の権利擁護業務の実施
(15) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉
①日常的個別指導・相談業務の実施
②支援困難事例等への指導・助言業務の実施
③包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
④ケアマネジャーネットワーク形成業務の実施
⑤地域ケア会議の開催
(16) 地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務
①地域包括連絡会議の実施
②地域包括出張セミナーの実施
③認知症サポーター養成講座の実施

３．在宅介護課　居宅介護支援係

（１）要介護者ケアマネジメント業務【重点】
→延べ利用者数の目標２，１５０名（＋５０名）
①ケアプランの作成

②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
④給付管理業務の実施
（２）要支援者ケアマネジメント業務
①介護予防ケアプランの作成
②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
（３）介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
（４）地域の社会資源の把握業務
（５）ケアマネだよりの発行
（６）家族交流会の実施

４．在宅介護課　訪問介護係

（１）要介護者（要支援者）への訪問介護事業の実施【重点】
→延べ利用者数の目標９，５００名（＋５００名）
①（予防）訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②個別ケア会議の開催
（２）障害者居宅介護事業の実施
①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②個別ケア会議の開催
（３）難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉
（４）訪問（自費）サービスの実施及び啓発強化

５．通所介護課　通所介護係

（１）要介護者への通所介護事業の実施【重点】
→目標稼働率８０％（＋８％）
①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議の参加
（２）認知症要介護者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施【重点】
→目標稼働率７０％（＋１８％）
営業時間の延長
（９時３０分～１５時４５分→９時間３０分～１６時４５分）
①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議の参加
③事業啓発の強化
（３）要支援者への介護予防通所介護事業の実施
①予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

（４）高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしゃ倶楽部）の実施〈受託事業〉

（５）二次介護予防者介護予防事業の実施〈受託事業〉

（６）デイサービスセンター防災訓練等の実施

（７）家族交流会の実施